

新	旧
<b>平成30年7月18日</b>	<b>平成29年5月10日</b>
<p><b>認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 （早期経営改善計画策定支援）</b></p> <p><b>認定支援機関等向け マニュアル・FAQ</b></p> <p>1. ～2.（略） 3. Q1-1～Q2-2（略）</p>	<p><b>認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 （早期経営改善計画策定支援）</b></p> <p><b>認定支援機関等向け マニュアル・FAQ</b></p> <p>1. ～2.（略） 3. Q1-1～Q2-2（略）</p>
<p><b>Q2-3 【顧問先への関与】</b></p> <p style="text-align: right;"><u>平成30年7月18日改訂</u></p> <p><b>税理士として関与している顧問先について外部専門家として支援することは可能でしょうか？</b></p> <p>A. 顧問税理士等も、外部専門家として本事業に関与することができます。ただし、税務顧問契約による委託業務の範囲内で行う業務は含まれませんので、別途、早期経営改善計画策定支援に係る業務委託契約を締結し、支払申請にあたって、当該契約書の写しの提出が必要です。</p> <p><u>この場合、申請企業からの費用支払いについては、早期経営改善計画策定支援に係る費用（モニタリング費用、消費税等を含む。）であることが特定可能な形で行われる必要があります。顧問料や決算料等での精算は認められません。</u></p> <p>また、本事業では中小企業・小規模事業者が金融機関に計画を提出することが必要ですので、顧問税理士から本事業を紹介する場合には、金融機関に事前説明が必要です。</p>	<p><b>Q2-3 【顧問先への関与】</b></p> <p><b>税理士として関与している顧問先について外部専門家として支援することは可能でしょうか？</b></p> <p>A. 顧問税理士等も、外部専門家として本事業に関与することができます。ただし、税務顧問契約による委託業務の範囲内で行う業務は含まれませんので、別途、早期経営改善計画策定支援に係る業務委託契約を締結し、支払申請にあたって、当該契約書の写しの提出が必要です。</p> <p>また、本事業では中小企業・小規模事業者が金融機関に計画を提出することが必要ですので、顧問税理士から本事業を紹介する場合には、金融機関に事前説明が必要です。</p>
Q2-4～Q4-4（略）	Q2-4～Q4-4（略）